

原発再稼働を止め、原発回帰の流れに抗しよう

一昨年9月、すべての原発が停まってから1年7ヶ月が経った。電力会社は、経営を建て直すために1日も早く原発を再稼働したいと考えているが、現実には手続きの方がもたついている。

福島事故を経て改正された新規規制基準の適合性審査に入っている原発は、現在21基。世界最高水準とはほど遠く、欠陥だらけで、原子力規制委員会の田中委員長ですら、安全性を担保するものではないと明言している新規規制基準ではあるが、一応いま原発の稼働を止めているのも事実だ。

＜川内原発・高浜原発の状況＞

昨年夏、その適合性審査合格「第1号」となった九州電力川内1、2号機は、火山や地震動の審査への批判を振り切り、当初昨年未までには運転を再開すると言われていた。しかし、工事認可計画や保安規定の提出に時間がかかり大幅にスケジュールが延びている。1号機は何とか年度内に使用前検査にこぎ着けたものの、検査の工程表も完全ではなく、起動は早くて7月以降になる見通しである。

今年2月、2番目に審査に合格した関西電力の高浜原発3、4号機については、周辺自治体の再稼働の同意手続きが難航している。立地町の高浜町と福井県は早々と同意を表明した一方、風下にあたる特に30km圏内の自治体や琵琶湖を抱える滋賀県は慎重な態度をとっており、関西電力もそれを無視することができない状況がつかられている。

脱原発を求める関西の市民グループも、関西広域連合の動きに注目しつつ応援しながら、早い時期から地道に避難計画等に関する風下自治体への申し入れや話し合いの場を作ってきた。避難計画や避難者の受け入れ計画を立てる自治体担当者の苦勞や困惑ぶりを聞き取り、政府交渉で国に対応を迫ったり、問題点を報道機関に伝えるなどの取組みをしている。また、30km圏内の市町の議員に対してアンケートを行い、再稼働の同意権や住民説明会は、少なくとも30km圏内の自治体には必要という回答を9割以上から得ている。

さらに、川内、高浜ともに仮処分を含む運転差し止め裁判が地元地裁に起こされている。裁判官の異動前の3月中にそれぞれ判決や決定が出るのではないかと期待されていたのだが、結局それは流れたようだ。

特に高浜については、昨年5月に大飯原発裁判の判決を書いた福井地裁の樋口裁判長が担当していた事件でもあり、原告側勝訴が確実視されていた。ところが、やぶれかぶれになった関西電力側が土壇場で裁判長の忌避申立てを行って決定（判決）の引き延ばし工作を図り、忌避は退けられたものの、時間かせぎが効を奏してこの事件は新しい裁判長の判断に引き継がれることになった。

そして4月、今度は四国電力の伊方3号機の適合性審査がほぼ終了し、補正申請書の作成に入るといふ。中央構造線という最大級の活断層の近傍に位置する原発だが、早ければ今年の秋以降にも再稼働する可能性が出て来た。

このように、再稼働スケジュールは当初予想を裏切って延びてきてはいる。しかし1基でも稼働を許せば、次々に他の原発も後に続くに違いない。原発事故から4年が経ち、原発の復興を望む勢力は、これを突破口として再び息を吹き返そうとしている。それを封じて、脱原発の流れを作れるか、今が正念場だ。

＜ベースロード電源？＞

4月2日、自民党の「原子力政策・需給問題等調査会」で「エネルギーミックス（電源構成）」についての提言案が公表された。2030年までに目指す電源比率のうち、2割を原発で賄うことを念頭にベースロード電源を6割にしようというものになっている。

これは、昨年4月に安倍政権が閣議決定した「エネルギー基本計画」の方針に基づき、今年の6月頃を目処に経産省で議論が進められている電源構成に関する与党の提言である。

「エネルギー基本計画」は、震災後民主党政権がそれなりに国民の意見を聞いて決定した「革新的エネルギー・環境戦略」の「2030年迄に原発ゼロ」という方針をゼロベースで見直し、原子力の維持を望む官僚主導で決まったものだ。計画案の中で、当初原発は「基幹となるベースロード電源」という位置付けであったが、与党内の批判に配慮して「基幹となる」という文言を削除した形でパブコメに付された。そして、寄せられた意見の9割が原発のベースロード電源化に反対だったにも関わらず、その意見集約の内訳を公表しないまま、ほぼ原案どおりで決定した。

原発の割合（試算）

条件：電力9社の電力需要は2012年度の実績に基づき変化なしとした。（需要増が省エネと相殺）

	2020年	2030年
1. 40年廃炉で増設なし（建設中も廃止）	(%)	(%)
設備利用率80%	23.1	12.6
設備利用率70%	20.1	11.0
2. 40年廃炉、増設あり	島根3	島根3/大間/東通
設備利用率80%	24.1	15.8
設備利用率70%	21.1	13.8
3. 運転延長（20年）増設なし		
設備利用率80%	28.9	28.1
設備利用率70%	25.3	24.6
4. 運転延長（20年）3基増設、現実廃炉想定		
設備利用率80%	20.4	21.5
設備利用率70%	17.9	18.5
5. 現行適合申請分（21基）+運転延長		
設備利用率80%		15.0
設備利用率70%		13.1

経産省が考えるベースロード電源とは、原子力、石炭火力、水力、地熱であり、再生可能エネルギーは入らない。温暖化問題に取り組むNGOなどは、CO排出削減のために原子力と言いながら、石炭火力をベースロードに入れる支離滅裂さを批判する。欧州では、既に再生エネルギーを最も優先的、系統的に流し、他の発電方法で需給を調整するという方法を取っており、問題の多い硬直化電源（編注：原子力）に指定席を与える日本とは全く逆だ。欧州で再生エネルギーは「主旋律を奏でている」と表現されているのだ。

エネルギー基本計画を決めた時点では、世論の反発も予想してまだ原発の比率は盛り込まれていなかったが、6割をベースロードにすれば、原発の比率は2割程度になるという。

＜新增設も想定？＞

では、この原発が2割という数字は果たして現実的なのだろうか。以下の表は、原子力資料情報室の共同代表で、総合資源エネルギー調査会原子力小委

員会の委員でもある伴英幸氏の試算である。

そもそも設備利用率80%、70%などというのは、過去10年の実績の60%台を見れば非現実的な想定だ。しかも現存の原発は今後老朽化が進み、経験したことのない延長運転でもトラブルによる計画外停止が増えるだろう。そんな甘い試算ですら2030年の原発比率はこの程度である。

福島事故前に国内で稼働していた原発は54基。福島第一の6基は当然廃炉だが、第二原発の4基も地元が稼働を認めるとは思えない。既に3月、美浜1、2号機、敦賀1、玄海1、島根1の5基は電力会社が廃炉を決定した。柏崎刈羽も2、3、4の3基は2007年の中越沖地震以降動かしていない。敦賀2号機、東通は直下の活断層問題で廃炉が濃厚。人口密集地で被災もしている東海第2、南海トラフ巨大地震が直撃する浜岡3、4、5号機も、地元了解が困難だと思われる。

原子炉等規制法で原発の稼働は40年に制限されているが、特別検査を行い環境大臣の認可を得れば1回だけ最長20年延長できることになっている。既に関西電力は、高浜1、2号機については延長申請をする方針であることを明らかにしているが、実際に60年までの運転が可能かどうかは未知の世界だ。

つまり、2030年に原発比率2割という数字は、新規に増設をしなくては維持できない数字と考えるべきであろう。

＜再エネつぶしは完了＞

一方、経産省の官僚たちは電力会社と結託して、民主党政権で成立した再エネの固定価格買取制度を骨抜きにしてしまった。省令の改正で電力会社が再エネの買取を拒否できる条件を緩和したのだ。再エネ事業者には極めて不利な条件となり、事業のリスクが増大するため融資を得るのも困難になる。これで新規参加者は激減するに違いない。彼らは、エネルギー・ミックスの議論に入る前に、先手を打って再エネ潰しを行い、巧妙に外堀から原発依存度を維持しようとしているのである。

しかし、それは果たして成功するのか。そうさせてはならない。それは私たち一人一人の意志と行動にかかっている。

（核のごみキャンペーン・中部：安楽知子）